

みんなで創る自治基本条例市民会議 御中

自治基本条例に関する提言書（素案）についての意見書

平成19年10月22日

上越市議会 自治基本問題調査特別委員会

## 自治基本条例に関する提言書(素案)」についての意見

全体として、よくまとめられていると考えます。いくつかの箇所について意見ならびに修正要望が出されていますので、下記のとおり申し入れます。

### <前文>

全体 ・「共生」は上越市の自治を考える上で重要なキーワードである。「共生」の言葉を文章に入れるべきと考える。

3行目 ・「しかし」を別の表現にすべきである。接続詞として不適切ではないか。

### <3 市議会>

全体 ・「4 市長等」と対比すると整合の取れていない部分がある。例えば権限の部分で、市長には「市民の代表として」とあるが、同じ市民の代表である市議会には記載されていない。また、議会には「議事機関」とあるが市長には「執行機関」とは記述がない。表現を合わせる必要があるのではないか。

#### (1) 市議会の権限

・「市政運営の監視」は市議会の責務の中にも機能として掲げられているが、市議会の権限でもあるので、ここでも規定すべきである。

#### (2) 市議会の責務

・「私たちのまち」という表現がここにだけ使われているが、全体との整合が取れていないのではないか。

・「全市的な視点」を「市民の代表者としての視点」に換え、(1)の「市民の代表者としての意思決定機能」を「市としての意思決定機能」にすべきと考える。市民の代表は立場をさし、意思決定は市の意思をさすものとするため。

### <5 市政運営>

全体 ・「会議の公開」及び「会議録等の提供」について規定すべきである。

#### (7) 審議会等

・「複数委員会兼務の制限」と男女共同参画をめざした「クオータ制の努力義務」についても規定すべきである。

#### (9) オンブズパーソン

・①は苦情対応についての記載であり、オンブズパーソンについてはない。中項目(9)を「オンブズパーソン等」に変更するとともに、①と②を入れ替え、オンブズパーソンの規定を前に持ってくるべきであろう。

(13) 政策法務

・「市長等は、～、条例等を制定する権限」という表現では『市議会の権限』と誤解する恐れがあるため、別の表現を検討していただきたい。

<11 改正等>

(1) 条例の見直し

・①の「5年ごとに」を「5年を超えない期間ごとに」に修正していただきたい。これは5年にこだわるものではなく、「必要に応じて」という意味と「最長5年までには」という意味を含んでいる。

以上